

茨城県報 第191号

令和3年(2021年)3月25日

木 曜 日

目 次

	規	則	ペーシ
●茨城県知事の権限に属する事務の処理	の特例に関する条	例に基づき市町村が処理す	る事務の範囲を定
める規則の一部を改正する規則(市町	村課)		2
◉茨城県クリーニング業法施行細則の一	部を改正する規則	(生活衛生課) · · · · · · · ·	2
	(人事委員	会)	
●公益的法人等への職員の派遣等に関す	る規則の一部を改	正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	告	示	
◉茨城県知事ほう賞事務取扱要領の一部	改正(秘書課)…		4
●鳥獣捕獲等事業の認定(自然環境課)			7
●知事指定薬物の指定の失効(薬務課)			7
◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	な帰国の促進並び	に永住帰国した中国残留邦	人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律の規定に	よる介護機関の指	定(福祉指導課)・・・・・・・	8
◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	な帰国の促進並び	に永住帰国した中国残留邦	人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律の規定に	よる施術機関の指	定(3件)(福祉指導課)・・	8
●指定障害児通所支援事業者の指定(4	件)(障害福祉課)		9
●指定障害児通所支援事業者の指定更新	(障害福祉課) …		10
●障害者の日常生活及び社会生活を総合	的に支援するため	の法律に基づく指定障害福	祉サービス事業者
の指定(2件)(障害福祉課)・・・・・・・			11
●障害者の日常生活及び社会生活を総合	的に支援するため	の法律に基づく指定障害福	祉サービス事業者
の指定更新(障害福祉課)・・・・・・・・			11
●障害者の日常生活及び社会生活を総合	的に支援するため	の法律に基づく指定一般相	談支援事業者の指
定(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			12
●令和3年度普通職業訓練普通課程(緊	急雇用対策訓練)	に係る訓練科、訓練生の定	員及び訓練期間等
(労働政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			12
●令和3年度普通職業訓練短期課程(障	害者訓練)に係る	訓練科、訓練生の定員及び	訓練期間等
(労働政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			12
●くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群			
可能量の設定(漁政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			13
●建設業法による営業停止処分(監理課	.)		14
●自転車専用道路等の指定(道路維持課			
●道路の区域の変更(道路維持課)・・・・			
●道路の供用の開始(4件)(道路維持課	具)		16

●道路の占用を制限する区域の変更(2件)(道路維持課)・・・・・・・18	
●国際埠頭施設及び国際水域施設の制限区域の設定 (港湾課) ・・・・・・・・18	
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)・・・・・・・19	
公告	
●基幹道路の整備事業の全部完了(道路建設課)・・・・・・・19	
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)・・・・・・20	
●落札者等の公示 (会計管理課)20	
●軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所)・・・・・・・・・・・21	
(教育委員会)	
●落札者等の公示・・・・・・・21	
訓	
●茨城県立医療大学教員宿舎管理規程等の一部を改正する訓令(厚生総務課)・・・・・・22	
指示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (2件)23	

規則

茨城県規則第10号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年茨城県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項中「第2条の表5の項級」を「第2条の表5の項例」に改め、同項第3号中「畜舎」の次に「(排水基準又は霞ケ浦小規模特定事業場特定排水基準が適用されるものを除く。)」を、「水戸市」の次に「, 土浦市」を、「古河市」の次に「, 石岡市」を加え、「及び筑西市」を「, 潮来市, 筑西市, かすみがうら市, 行方市, 小美玉市, 美浦村及び阿見町」に改め、同表6の項中「第2条の表5の9の項20」を「第2条の表5の9の項20」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

茨城県規則第11号

茨城県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月25日

茨城県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

茨城県クリーニング業法施行細則(昭和37年茨城県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「き損」を「毀損」に改める。

様式第1号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

様式第7号中「はり付け」を「貼付け」に、「5 cm」を「4.5cm」に、「4 cm」を「3.5cm」に、「したもの」を「し、 裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの」に改める。

様式第8号中「氏 名」を

「2 合格したクリーニング師試験の施行月

月」を

「2 合格したクリーニング師試験の施行月

月

3 旧姓又は通称名(免許証に旧姓又は通称名の併記を希望する場合のみ記入すること。)

に、「はり付け」を

旧姓

通称名

「貼付け」に改め、「又は戸籍抄本」の次に「、旧姓の併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍 及び旧姓の記載のある住民票の写し」を加える。

様式第9号中

氏				名		を
Γ						J
(ふり	が	な)		
氏				名		に
旧				姓		(.
通	= ,	称		名		

「はり付け」を「貼付け」に、

「(添付書類) 1 クリーニング師免許証

2 戸籍謄本又は抄本 |

「備考 旧姓又は通称名は、免許証に併記を希望する場合又は免許証に記載がされている当該旧姓又は通称名 を削除する場合のみ記入すること。

(添付書類) 1 クリーニング師免許証

2 戸籍謄本又は戸籍抄本(旧姓の併記のみを希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本 又は本籍及び旧姓の記載のある住民票の写し、旧姓の削除のみを希望する者については、 戸籍謄本, 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し)

改める。

様式第10号中「氏 名」を に、「はり付け」を「貼付け」に、 旧姓又は通称名」

毀損した場合は、当該毀損したクリーニング師免許証」を 「(添付書類)

「備考 旧姓又は通称名は、免許証に当該旧姓又は通称名が記載されている場合のみ記入すること。 に改める。

(添付書類) 毀損した場合は、当該毀損したクリーニング師免許証

様式第11号中

4

ふりがな 氏 名	男・女				を
	ガ・女] 1
ふりがな氏 名	男・女				
旧姓					に
通称名					

改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県クリーニング業法施行細則に基づく用紙は、調製した残部を限度として所要の補 正を行い使用することができる。

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則を次のように改める。

令和3年3月25日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年茨城県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第24項を削り、第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項の次に次の1項を加える。

② 公益財団法人茨城県スポーツ協会

別表第1中第49項を第50項とし、第36項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、第35項の次に次の1項を加える。

(36) 国立大学法人茨城大学

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告示

茨城県告示第304号

昭和31年9月28日茨城県告示第838号で告示した茨城県知事ほう賞事務取扱要領の一部を次のように改正する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

題名及び第1中「ほう賞」を「褒賞」に改める。

第2中「ほう賞」を「褒賞」に、「賞状、褒状及び感謝状」を「表彰状、賞状及び感謝状」に改める。 第5を削る。

第4を第5とし、第3を第4とし、第2の次に次の1項を加える。

(表彰状の授与)

- 第3 表彰状は、県行政の伸展に貢献し、その功績が特に顕著な者に授与する。
- 2 被表彰者の決定にあたっては、事務を主管する課等又は出先機関等(以下「主務課等」という。)において次の 事項を記載した要領等を定め、これに従い適正に事務を処理するものとする。
- (1) 表彰の目的・趣旨
- (2) 表彰・推薦の基準
- (3) 表彰の対象
- (4) 被表彰者の決定方法
- (5) その他必要な事項

第6中「ほう賞」を「褒賞」に、「第3項の賞状」を「第4項の賞状」に、「主務課(所、室)」を「主務課等」 に、「第4項感謝状及び第5項のほう状」を「第3項の表彰状及び第5項の感謝状」に改める。

第7中「主務課(所,室)」を「主務課等」に改める。

第8中「授与式当日」を「賞状受領希望日」に改め、「10日前」の次に「(閉庁日を除く)」を加え、「主務課(所, 室)長」を「主務課等の長(以下「主務課長等」という。)」に改め、「(4)ほう賞の要領」を削り、「(5)」を「(4)」と する。

第9中「主務課(所,室)長」を「主務課長等」に改める。

第10中「感謝状及びほう状」を「表彰状及び感謝状」に、「主務課(所,室)」を「主務課等」に改める。

第11中「文案の例式」を「文例」に、「賞状、感謝状及びほう状」を「表彰状、賞状及び感謝状」に改める。

様式第1中「氏名

「氏名・団体名 印」を

団体は代表者職氏名」

「から」を「ので、」に改め、「5 知事賞申請点数」の次に

「6 その他

を加える。

※賞状の受領希望日をここに記載してください。」

様式第2中「○○課(所,室)長 印」を「○○長 」に、「あつたが、下記により」を「あり、検討 した結果下記により」に、「から」を「ため、」に改め、「記」の下に次を加える。

- 1 行事の名称
- 2 主催者
- 3 授与式 年 月 日
- 4 知事賞申請点数
- 5 その他

※賞状の受領希望日をここに記載

別表第1を次のように改める。

別表第1 (表彰状, 賞状, 感謝状文例)

表

彰

状

殿

第1 表彰状

6

尽力し県の○○行政推進に貢献あなたは多年にわたり○○活動に よってここに表彰します された功績は誠に顕著であります 月 (団体名 日 \bigcirc 等)

茨城県知事

 \bigcirc

 \bigcirc

第2 賞状

(1) 賞名あり

成績をおさめたうでの○○○大会において頭書のあなたは(○○主催の)第○回 優勝 茨城県知事 (〇〇賞) (学校名・団体名 賞 月 日 状 \bigcirc \bigcirc 等) 0

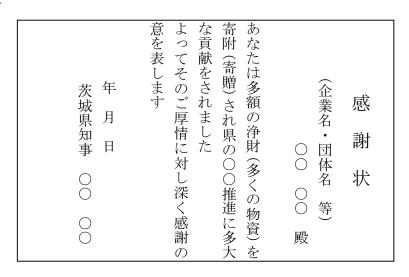
(2) 賞名なし

あ 優 これを賞します 0000コンクー なたは(〇 秀な成績を (学校名・団体名 等) 茨城県知事 年 賞 月) () 主催 おさめ 日 ールにおい、第〇旦 状 \bigcirc た \bigcirc 0 11 でて

(1) 県政への貢献の場合

茨城県知事 〇〇 〇〇	表しますよってここに深く感謝の意を向上に多大な貢献をされましたとして○○に取り組み○○のあなたは多年にわたり○○相談員	(企業名·団体名 等) 感謝 状
-------------	---	---------------------

(2) 寄附の場合



付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

茨城県告示第305号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の2の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業者を認定したので、同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

名称	住所	代表者の氏名
株式会社HUNTERxKING	茨城県高萩市大字高萩711番地の90	阿部 雄太

茨城県告示第306号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 知事指定薬物の名称
- (1) N- $(1-r \le J-3)$, 3- ジメチル-1- オキソブタン-2- イル) -1- ブチル-1 H- インダゾールー3- カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1 [1 (3 7) + 7] (2) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (3) $3 \{2 [エチル (プロピル) アミノ] エチル \} 1 H インドール 4 イル=アセテート及びその塩類$
- (4) エチル= (R) -2-(4-フルオロフェニル) -2-[(R)-ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2-(4-フルオロフェニル) -2-[(S)-ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類
- (5) エチル= (R) -2-(4-フルオロフェニル) -2-[(S)-ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2-(4-フルオロフェニル) -2-[(R)-ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類
- 2 失効の理由 条例第2条第6号に規定する薬物に指定されたため
- 3 指定の失効年月日令和3年3月25日

茨城県告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0842240327 めだか薬局	鹿嶋市宮中8-9-19	居宅療養管理指導	有限会社シュウ メディカル 代 表取締役 須川 修	令和3年 1月1日

茨城県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年3月25日

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
489 小松 康 (からだ元気治 療院 高萩・北茨城店)	北茨城市磯原町磯原2丁目 155番地202	あん摩マッサージ指 圧	小松 康	令和3年 3月1日	指定
478 小松 康 (からだ元気治 療院 高萩・北茨城店)	北茨城市磯原町磯原2丁目 155番地202	はり・きゅう	小松 康	令和3年 3月1日	指定
1294 姜 琇敏(大久保接骨院)	千葉県習志野市大久保3-8 -7	柔道整復	姜 琇敏	令和3年 3月1日	指定

茨城県告示第309号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関につい て、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
479 内田 健太 (ハートフル 鍼灸マッサージ院 久 喜)	埼玉県久喜市吉羽 1 -12-3 ドミールヒロ102	はり・きゅう	内田 健太	令和3年 3月4日	指定

茨城県告示第310号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関につい て、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
490 からだ元気治療院 鹿嶋 店(雑賀 成人)	鹿嶋市鉢形台 1 -12-1 鹿 島ビル202	あん摩マッサージ指圧	雑賀 成人	令和3年 3月4日	指定

茨城県告示第311号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5 の25の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0850500125	こどもサークル 石岡府中	茨城県石岡市府中 2丁目4-29 金 子ビル1F	株式会社サシノ ベルテ	茨城県桜川市真壁 町飯塚1006番2号	令和3年 4月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第312号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0851800110	ドレミファソラ イズ FC坂東	茨城県坂東市岩井 3440-1 YMビ ル3-1, 2	株式会社ケア ウィンド	茨城県つくばみら い市東楢戸872番 地7	令和3年 4月1日	児童発達支援

茨城県告示第313号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0852700343	放課後等デイサ ービスピアしら とり	茨城県筑西市小塙 861	社会福祉法人征 峯会	茨城県筑西市上平 塚590-1	令和3年 4月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第314号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0853800183	プレスト	茨城県稲敷郡阿見 町鈴木25-110	一般社団法人ヒポトピア	茨城県稲敷郡阿見 町大字上長160- 26	令和3年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第315号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5

の25の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定更新年 月 日	サービス の 種 類
0852200054	だいち鹿嶋事業所	茨城県鹿嶋市鉢形 台一丁目2-1- 206号	特定非営利活動法人だいち	東京都調布市東つ つじケ丘一丁目2 番7号401号室	令和3年 5月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0810400770	アタラシア古河	茨城県古河市三和 60-1	株式会社クリエ イティブフィー ル	茨城県つくば市東 光台三丁目1番地 2	令和3年 4月1日	同行援護

茨城県告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0813400173	社会福祉法人大 子町社会福祉協 議会指定居宅介 護事業所	茨城県久慈郡大子 町大字浅川1253番 地	社会福祉法人大 子町社会福祉協 議会	茨城県久慈郡大子 町大字大子722番 地の1	令和3年 4月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年3月25日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定更新年月日	サービス の 種 類
0813100286	希望のうめ	茨城県東茨城郡茨 城町小幡北山2765 番61	社会福祉法人 梅の里	茨城県東茨城郡茨 城町小幡北山2766 番36	令和3年 2月1日	短期入所

茨城県告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定更新年 月 日	サービス の 種 類
0832700652	みんなの学校い	茨城県稲敷市曲渕	特定非営利活動	茨城県稲敷市曲渕	令和3年	地域移行支援
	なしき	3-1	法人SMSC	3-1	4月1日	地域定着支援

茨城県告示第320号

茨城県県立職業能力開発校規則(昭和54年茨城県規則第10号)第2条第2項の規定により、令和3年度の普通職業訓練普通課程(緊急雇用対策訓練)に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

普通職業訓練普通課程

		訓	練	り 種	類		普		通 職		業	訓	練	
		訓	練	課	程		普		通		課		程	
学院名		区			分	訓練	科名	1	定	員	割	練期間		訓練開始月
	展为		星用対策	 彰訓練										
						介 護 福	祉	科	6人			2年		4月 (2コース)
茨城県立産業技術 短期大学校併設 水戸産業技術		委	託	訓	練	情報メデ	ィア	科	2人			2年		4月 (1コース)
専 門 学 院		安	配	司川	褓	経営経	理	科	6人			2年		4月 (1コース)
						ブライ	ダル	科	2人			2年		4月 (1コース)
茨城県立土浦	野		星用対策	 意訓練										
産業技術専門学院		委	託	訓	練	介 護 福	祉	科	9人			2年		4月 (3コース)

*訓練対象者

緊急雇用対策訓練の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公 共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第321号

茨城県県立職業能力開発校規則(昭和54年茨城県規則第10号)第2条第2項の規定により、令和3年度の普通職業 訓練短期課程(障害者訓練)に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

令和3年3月25日

普通職業訓練短期課程

	訓	練	Ø	種	類					普		通	耳	哉	業	訓	網	Ę
	訓	練		課	程					短			期		課		稻	Ē
学院名	区				分	割		練	科	- 名	1	匀	Ž	員	訓	練期間		訓練開始月
茨城県立産業技術 短期大学校併設	施	⇒/L	rkı	∌lıl	结	4//	_	-	b	₹ ⁄	科		10,	人	(3 箇月		4月
水戸産業技術専門学院	旭	設	内	訓	練	総	合	j	₹	務	什		10,	人	(3 箇月		10月

*訓練対象者

総合実務科の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業 安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第322号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和3管理年度における同項に掲げる数量を令和3年3月17日付けで次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ (小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 18.9トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2. 527トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3. 311トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1. 935トン
久慈町くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	0.729トン
久慈町くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.171トン
久慈浜丸小くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.893トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1. 156トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1. 343トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0. 500トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0. 500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.890トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 6.0トン
- 2 知事管理区分に配分する数量 茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。
- 第3 すけとうだら太平洋系群
 - 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量現行水準
 - 2 知事管理区分に配分する数量 茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量 茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

茨城県告示第323号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 処分をした年月日 令和3年3月16日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商 号 株式会社大久保建材
- (2) 所 在 地 坂東市生子1844番地2
- (3) 代表者の氏名 大久保 文司
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可 (般-31) 第32908号
- 3 処分の内容

建設業の営業のうち、公共工事以外の工事に係る営業の3日間(令和3年3月25日から同月27日まで)の停止

- (注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 4 処分の原因となった事実

株式会社大久保建材の取締役は、同社の業務に関し、第三者と共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成31年 4月27日、猿島郡境町大字大歩字西道東1662番1において、廃棄物である発泡スチロール等約10キログラムを焼却 した。

このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、令和元年10月8日古河簡易裁判所から、当該取締役が罰金30万円の略式命令を受け、令和元年10月26日、当該略式命令が確定

した。

当該事実は、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

茨城県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区間	幅	員	延	長
		メートル		メートル
桜川市真壁町酒寄字 / 盡379番地先から	最大	5. 5		53
桜川市真壁町酒寄字〆盡409番1地先まで	最小	4. 4		ეკ
桜川市真壁町酒寄字 / 盡409番 1 地先から	最大	10. 9		59
桜川市真壁町酒寄字〆盡413番 1 地先まで	最小	7. 5		59
桜川市真壁町酒寄字長町507番1地先から	最大	8. 2		104
桜川市真壁町酒寄字長町512番1地先まで	最小	6. 9		104
桜川市真壁町酒寄字長町531番1地先から	最大	6. 9		100
桜川市真壁町酒寄字長町533番1地先まで	最小	4. 7		102
桜川市真壁町酒寄字砂田555番地先から	最大	8.6		110
桜川市真壁町酒寄字砂田563番1地先まで	最小	5. 6		113
桜川市真壁町酒寄字砂田641番1地先から	最大	6.8		100
桜川市真壁町酒寄字砂田647番1地先まで	最小	5. 5		120
桜川市真壁町酒寄字渕喜705番1地先から	最大	7.6		100
桜川市真壁町酒寄字渕喜711番1地先まで	最小	5. 4		138
桜川市真壁町酒寄字渕喜738番地先から	最大	8. 1		Γ.4
桜川市真壁町酒寄字渕喜741番1地先まで	最小	7.4		54
桜川市真壁町酒寄字渕喜864番 1 地先から	最大	7. 3		115
桜川市真壁町酒寄字渕喜867番1地先まで	最小	6.3		115
桜川市真壁町酒寄字金井962番1地先から	最大	7.7		100
桜川市真壁町酒寄字金井981番1地先まで	最小	6. 2		133
桜川市真壁町酒寄字金井984番 2 地先から	最大	6. 7		110
桜川市真壁町酒寄字金井1000番地先まで	最小	6.2		118
桜川市真壁町酒寄字金井1000番地先から	最大	7.8		111
桜川市真壁町酒寄字金井1145番10地先まで	最小	5. 1		111

3 指定する期日 令和3年3月25日

茨城県告示第325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 桜川土浦潮来自転車道線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘要
		メートル	メートル	
桜川市真壁町酒寄字 / 盡378番 1 地先から	旧	最大 14.0 最小 4.1	1, 190	
桜川市真壁町酒寄字金井1000番地先まで	新	最大 11.0 最小 4.1	1, 190	区域除外

茨城県告示第326号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 路 線 名 一般国道 245号

2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字村松字白根146番1地先から

那珂郡東海村大字村松字白根162番1地先まで

3 供用開始の期日 令和3年3月30日

茨城県告示第327号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 路 線 名 一般国道 408号

2 供用開始の区間 稲敷市下君山字森木30番1地先から

稲敷市上君山字中郷308番1まで

3 供用開始の期日 令和3年3月29日

茨城県告示第328号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 路 線 名 県道 富岡玉造常陸太田線

2 供用開始の区間 常陸太田市下利員町字宿西634番3地先から

常陸太田市下利員町字山王前802番1地先まで

3 供用開始の期日 令和3年3月30日

茨城県告示第329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、令和3年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 供用開始の区間 桜川市真壁町酒寄字〆盡379番地先から

桜川市真壁町酒寄字 / 盡409番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字 / 盡409番1地先から 桜川市真壁町酒寄字 / 盡413番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字長町507番1地先から 桜川市真壁町酒寄字長町512番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字長町531番1地先から 桜川市真壁町酒寄字長町533番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字砂田555番地先から 桜川市真壁町酒寄字砂田563番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字砂田641番1地先から 桜川市真壁町酒寄字砂田647番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字渕喜705番1地先から 桜川市真壁町酒寄字渕喜711番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字渕喜738番地先から 桜川市真壁町酒寄字渕喜741番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字渕喜864番1地先から 桜川市真壁町酒寄字渕喜867番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字金井962番1地先から 桜川市真壁町酒寄字金井981番1地先まで 桜川市真壁町酒寄字金井984番2地先から 桜川市真壁町酒寄字金井1000番地先まで 桜川市真壁町酒寄字金井1000番地先から 桜川市真壁町酒寄字金井1145番10地先まで

3 供用開始の期日 令和3年3月29日

茨城県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年3月25日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 245号
- 3 占用を制限する区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘要
			メートル	メートル	
那珂郡東海村大字村松字白根146番1地先から	旧	最大 最小	25. 2 12. 9	412	
那珂郡東海村大字村松字白根162番1地先まで	新	最大 最小	27. 7 23. 0	412	現道拡幅

4 占用の制限の開始の期日 令和3年3月30日

茨城県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年3月25日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 408号
- 3 占用を制限する区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘要
		メートル	メートル	
稲敷市下君山字森木30番1地先から	旧	最大 10.3 最小 6.4	320	
稲敷市上君山字中郷308番1まで	新	最大 13.2 最小 10.8	320	現道拡幅

4 占用の制限の開始の期日 令和3年3月29日

茨城県告示第332号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)の規定に基づき、国際埠頭施設及び国際水域施設に制限区域を次のとおり設定する。

令和3年3月25日

記

1 指定場所(国際水域施設)

港湾名	国際水域施設名	制限区域名	制限区域の範囲
茨城港	茨城港常陸那珂港	中央ふ頭D岸壁	岸壁法線から前面水域に対し垂直方向に65mま
常陸那珂港区	区	前面水域	での区域
	国際水域施設		
		南ふ頭B岸壁	岸壁法線から前面水域に対し垂直方向に50mま
		前面水域	での区域

2 関係図書は、茨城県茨城港湾事務所において閲覧に供する。

茨城県告示第333号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、取手市姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市姥島土地区画整理組合

事務所の所在地 取手市小浮気1018番地

事業施行期間 自 平成4年3月19日

至 平成33年3月31日

施行地区
取手市藤代字箕輪の一部の区域

取手市小浮気字本田の一部の区域

設立認可の年月日 平成4年3月19日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成4年3月19日

至 令和8年3月31日

3 変更認可の年月日 令和3年3月25日

______ 公 告

◉基幹道路の整備事業の全部完了

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり 完了した。

令和3年3月25日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
常陸太田市道 里 8 - 5142号線 (大中宮後線)	常陸太田市大中町3427番2から 常陸太田市大中町3393番2まで	道路改良	令和2年12月17日
常陸太田市道 0128号線 (照山線)	常陸太田市赤土町34番3地先から 常陸太田市下宮河内町478番2地先まで	道路改良	令和3年2月17日
常陸大宮市道 出合仲河戸線	常陸大宮市高部字竹ノ入2505番1から 常陸大宮市高部字塔ノ入2655番1まで	道路改良	令和3年2月26日

●都市計画の図書の縦覧

小美玉都市計画下水道の変更に伴い、小美玉市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 都市計画の種類

下水道 (小美玉市公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年3月25日

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 電子黒板 289台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 会計事務局会計管理課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 令和3年2月17日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号 シャープマーケティングジャパン株式会社 代表取締役 中山 藤一
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額 53,465,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年茨城県規則第98号)第4条第1項の公告又 は第5条第1項の公示を行った日

令和3年1月7日

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、令和3年2月10日以降無効とする。

令和3年3月25日

茨城県筑西県税事務所長 中 田 考 宣

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
農業等	200リットル	H706064、 H706065	2	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日	桜川市真壁町下谷貝1703-4 柳田商店

(教育委員会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年3月25日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

茨城県立水戸第一高等学校附属中学校及び勝田中等教育学校給食調理業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 茨城県教育庁学校教育部保健体育課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者を決定した日

令和3年3月10日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社こうじや 代表取締役 鈴木 良成

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3666-2

5 落札金額

330円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続き
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年1月28日

8 落札方式

最低価格

令

茨城県訓令第6号

茨城県立医療大学教員宿舎管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月25日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県立医療大学教員宿舎管理規程等の一部を改正する訓令

(茨城県立医療大学教員宿舎管理規程の一部改正)

第1条 茨城県立医療大学教員宿舎管理規程(平成6年茨城県訓令第18号)の一部を次のように改正する。 様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「⑩」を削る。

(茨城県立医療大学教員服務規程の一部改正)

第2条 茨城県立医療大学教員服務規程(平成7年茨城県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「申請者氏名 即」を「申請者氏名 」に改める。

様式第2号中

研 修 場 所	本人	学長		研	修	場	所	
	印	印						
			を					に改める。
			ا]

(茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎管理規程の一部改正)

第3条 茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎管理規程(平成8年茨城県訓令第31号)の一部を次のように改正す

る。

様式第4号中「⑩」を削る。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

指示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第6号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき次のと おり指示する。

令和3年3月25日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大川 雅 登

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業(無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。) を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」 という。)の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。 (承認対象漁船)
- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は32隻とする。

(制限又は条件)

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。
 - (1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。

(2) 電気設備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。

(3) 承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和4年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

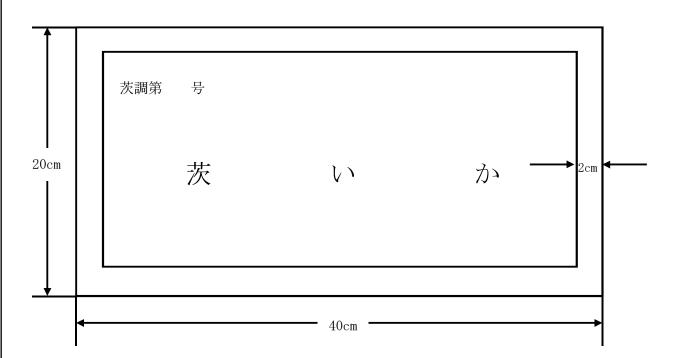
(承認の取り消し)

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。
 - (指示の有効期間)
- 7 この指示の有効期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

(取扱の細目)

8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和3年3月25日付け茨城海区漁業調整委員会指示第6号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。
 - (1)申請理由書
 - (2)漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)
 - (3)前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和3年8月31日までとする。

(承認証の交付)

3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し再 交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

Ħ

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 使用漁船
- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整		申 請	者	船名	添 (OF	添 付 書 類 (○印をつけること)		
理				漁船登録番号	申請	漁船	水揚	
番	住	所	氏名又は名称	総トン数	理由	原簿	実績を証	
号				推進機関の種 類及び馬力数	書	謄本	書 面	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	······································	······································				······	······································	

様式第3号

茨調第 号

いか釣り漁業操業承認証

住 所

氏名又は名称

船 名

漁船登録番号

総トン数

推進機関の種類及び馬力数

承認有効期間

1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長

1六十	上丛	4	
1球エ	しま	4	T

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

Ð

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証(承認番号) の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事	項	変	更	前	変	更	後

2 書換しようとする理由

様式第5号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

Ħ

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

さきに交付を受けた承認証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失(き損)の理由

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

(ÉII)

氏名又は名称

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

an F	see to Met.	2V A2 47 F	操業期間	月	日から
船名	総トン数	登録番号	操兼期間	月	日まで

操 業 状 況

月	操業	地 業 位 置	漁	獲	量	金額	備考
			ν ν カ _γ	その他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

- 注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。
- 注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

茨城海区漁業調整委員会指示第7号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和3年3月25日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 大 川 雅 登

1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間		
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで		
北緯36度32分以北から	1月1日から12月31日まで		
北緯36度50分より南の間の茨城県海面			
北緯36度00分以北から	4月1日から11月30日まで		
北緯36度32分より南の間の茨城県海面			
北緯35度52分以北から	4月1日から10月31日まで		
北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4 / 1		
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで		

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,210円)

発 行 **茨 城 県**

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部総務課 電話番号 029 (301) 1 1 1 1 1 (代)